

## 成績評価に関する規定

### 【徳島医療福祉専門学校 学則 ※抜粋】

(授業科目の評価、単位の認定)

第26条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者（作業療法学科の臨床実習にあつては授業時数の5分の4に達しない者）は、その科目について評価を受けることができない。

2 前項の学習の成果が、授業科目の目標に達していると評価された場合には、校長は進級認定会議又は卒業認定会議の議を経て当該科目の所定の単位を修得したことを認定する。

### 【徳島医療福祉専門学校 履修規程 ※抜粋】

(授業科目の評価)

第52条 授業科目の評価は、授業科目担当教員が、学則26条の規定により、各学期末に行う定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

(授業科目の評価を受ける前提)

第53条 学則第26条第1項但書に該当しない者であっても、第9条第2項及び第10条第4項に定める小課題を提出しない限り、授業科目の成績評価を受けることができない。

※第9条第2項 公欠の適用を受けた者は、欠課科目毎に小課題の提出を要する。

※第10条第4項 授業を欠課した者は、欠課科目毎に小課題の提出を要する。

(成績の評価)

第54条 授業科目の成績評価は、100点をもって満点として、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 追試験、再追試験を受験した授業科目は、成績評価の上限を80点として評価する。

3 再試験、再々試験、特別再試験を受験した授業科目は、成績評価の上限を60点として評価する。

(臨床実習の評価)

第55条 第52条の規定に関わらず、臨床実習の成績評価は、臨床実習指導者の意見を徴した上に、学科長及び専任教員が協議してこれを行う。